

令和8年度渋滞対策等事業委託業務（高知市中心部）仕様書

1 業務名

令和8年度渋滞対策等事業委託業務（高知市中心部）

2 業務目的

高知市中心部の駐車場へ入庫する際、入庫待ちの待機車両の車列が他の車両の走行に支障をきたし渋滞の原因となることから、入庫待ち車両等に対して、他の駐車場への誘導及び高知市中心部駐車場マップの配布等を行うことで、観光客等の満足度向上を図る。

3 業務内容

高知市中心部の渋滞対策を次の内容で実施する。ただし、委託者と協議のうえ、実施日程を変更することがある。

(1) 実施日：計6日間

令和8年4月29日（水祝）及び5月2日（土）から5月6日（水休）まで

(2) 実施時間

① 責任者 午前9時から午後4時30分まで

② 警備員、駐車場マップ配布要員 午前9時30分から午後4時まで

(3) 実施場所

高知市中心部（高知城歴史博物館周辺）

(4) 実施体制（基本体制）及び役割（別紙1「配置図」参照）

① 責任者1名

全体統括を行い、業務開始時及び業務終了時に委託者へ電話で報告するとともに、都度、委託者からの状況等の確認への対応を行うこと。また、ひろめ市場周辺等における混雑状況を、別紙2「渋滞対策対応記録」に記載のうえ、令和8年5月13日（水）までに委託者へ提出すること。

② 駐車場マップ配布要員及び警備員

・駐車場マップ配布要員：3名（休憩時の補充要員1名を含む）

・警備員：4名（休憩時の補充要員1名を含む）

※1 実施時間内は配置箇所の配置人数を下回らないよう補充要員により基本体制を維持すること。

※2 警備員は各日交通誘導警備業務検定2級取得者を最低1名配置すること。

※3 観光客への接客対応の優れている人員を配置すること。

※4 業務実施期間の体制は、基本的に同一メンバーで構成すること。

(5) 高知市中心部駐車場マップ

- ① 当日業務で使用する「高知市中心部駐車場マップ」は委託者より提供する。
- ② 業務実施にあたっては、委託者より提供された高知市中心部駐車場マップに、業務実施場所（現在地）を丸で囲むなどし、現在地を記載した状態で使用すること。
- ③ 全ての業務終了後、余った高知市中心部駐車場マップは速やかに委託者へ返却すること。

(6) 服装等

- ① 責任者及び駐車場マップ配布要員は、委託者から提供するベストを着用すること。また、雨天の場合は、雨合羽の上にベストを着用し業務に従事していることがわかるようにすること。
※ 安全面を配慮し、傘をさしての業務は行わないこととする。
- ② 帽子の着用など熱中症対策に心掛け業務を実施すること。
- ③ 責任者及び駐車場マップ配布要員は、ネームプレートを着用し業務を行うこと。

(7) 任意保険等への加入

- ① 業務に従事するものは、傷害保険等の任意保険に加入すること。
- ② 業務中の事故は賠償保険等に対応できる体制とすること。

(8) その他

- ① 業務実施に際し、事前の打ち合わせを委託者で行うこと。
- ② 業務実施中は、委託者との連携を図るとともに、その指示に従うこと。
- ③ 責任者は、携帯電話番号を事前に委託者に連絡すること。
- ④ 実施にあたっては、十分な安全対策を行うこと。
- ⑤ 実施日程及び実施時間については、甲乙協議のうえ変更することがある。

4 支払に関すること

精算払いとする。また、実施日程及び実施体制等の変更により、支払金額が当初積算から変動する場合は、委託者と協議のうえ契約金額を変更することとする。

5 成果物（業務実施報告書）

成果物については、業務実施報告書を作成することとし、契約書第19条に掲げる業務完了報告書と併せて提出すること。業務実施報告書（任意様式）には、以下の内容を記載すること。

- (1) 委託業務の実施日
- (2) 各日の実施体制及び実施時間
- (3) 各日の渋滞の状況
- (4) 作業状況のわかる写真
- (5) その他委託者の指示するもの

6 その他（再委託先の県内事業者優先）

やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。